

(第一類 第一回国会)

衆議院内閣委員会

議録第二号

(六一)

昭和十四年二月十八日(火曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 藤田 義光君

理事 塚田 徹君

理事 大出 俊君

理事 受田 新吉君

赤城 宗徳君

菊池 義郎君

古内 広雄君

三ツ林弥太郎君

稻村 隆一君

平岡忠次郎君

鈴切 康雄君

井出一太郎君

葉梨 信行君

三池 信君

淡谷 悠蔵君

木原 實君

伊藤惣助丸君

出席國務大臣

外務大臣 愛知 揉一君

厚生大臣 斎藤 昇君

通商産業大臣 大平 正芳君

運輸大臣 原田 憲君

建設大臣 坪川 信三君

國務大臣(総務大臣) 床次 德二君

出席政府委員

官内庁次長 瓜生 順良君

外務大臣官房長 斎藤 錠男君

厚生大臣官房長 戸澤 政方君

通商産業大臣官房長 両角 良彦君

運輸大臣官房長 鈴木 瑞吉君

建設大臣官房長 志村 清一君

委員外の出席者

専門員 萩木 純一君

二月十四日  
委員華山親義君辞任につき、その補欠として久保三郎君が議長の指名で委員に選任された。  
同日  
委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の指名で委員に選任された。  
同月十七日  
委員三ツ林弥太郎君及び華山親義君辞任につき、その補欠として江崎真澄君及び阪上安太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日  
委員江崎真澄君及び阪上安太郎君辞任につき、その補欠として三ツ林弥太郎君及び華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

○藤田委員長 これより会議を開きます。  
運輸省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○運輸省設置法等の一部を改正する法律案

(運輸省設置法等の一部を改正する法律案)

第一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。

第二十九条中「航空大학교」を「航空大学校」に改める。

第三十七条の三を第三十七条の四とし、第三十七条の二の次に次の二条を加える。

第三十七条の三 運輸研修所は、運輸省の所管

行政に係る事務を担当する職員等に對し、その職務を行なうに必要な研修(他の所掌に屬するものを除く。)を行なう機関とする。

2 運輸研修所は、東京都に置く。

3 運輸研修所の内部組織は、運輸省令で定め

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

閣提出第一六号)

「前項に掲げる」を「前二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 前二項に定めるものほか、本省の附屬機関として都市交通審議会を置き、運輸大臣の諮問に応じて都市における交通に関する基本的な計画について調査審議することをその目的とする。

第三十八条第一項中「左の表」を「前項に定めるものほか、次の表」に、「記載する通り」を「記載するもの、運輸政策審議会及び運輸技術審議会の設置の目的とする事項を除く。」に改め、同項の表中央、船員職業安定審議会及び造船技術審議会の項を削り、海運企業整備計画審議会の項の次に次の二項を加え、海技審議会、海上安全審議会及び都市交通審議会の項を削る。

第三十九条中「船員教育」を「船員教育審議会」に改める。

海上安全審議会の航行の安全その他海上保安に關する重要事項並びに水先に關する重要な事項、船員教育

十一号)及び船舶職員法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に定める事項を調査審議すること。

法(昭和二十四年法律第二百二十一号)及び船舶職員法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に定める事項を調査審議すること。

第三十八条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第三次第十八号)の二の次に次の二条を加える。

第三十七条の三 運輸研修所は、運輸省の所管

行政に係る事務を担当する職員等に對し、その職務を行なうに必要な研修(他の所掌に屬するものを除く。)を行なう機関とする。

3 運輸研修所は、東京都に置く。

機関として置かれるものと、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するものとする。

種類	目的
運輸政策審議会	運輸大臣の諮問に応じて、総合的輸送体系の樹立のための基本的な政策及び計画の策定その他の運輸省の所管行政に関する基本的な政策及び計画の策定について調査審議すること。
運輸技術審議会	運輸大臣の諮問に応じて、運輸省の所管行政に関する技術の開発、改良及び普及に関する重要な事項を調査審議すること。

定法(昭和二十三年法律第百三十号)」を加える。 (船員職業安定法の一部改正)	
第一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。	
目次中「船員職業安定審議会」を「船員労働委員会への諮問等」に改める。	
第四章 船員労働委員会への諮問等	
(船員労働委員会への諮問等)	

第三十八条に次の二項を加える。	
6 都市交通審議会は、昭和四十七年三月三十一日まで置かれるものとし、同日までは、運輸政策審議会は、都市交通審議会の設置の目的に係る事項について調査審議を行なわないものとする。	
第四十条第一項第二十二号の二及び第二十二号の三中「臨港倉庫業」を「倉庫業」に改める。	
第四十四条及び第四十五条を次のように改める。	
第五十五条第一項中第十六号及び第十六号の二を削り、第十六号の三を第十六号とする。	
第五十五条を次のように改める。 (地方陸上交通審議会)	
第五十五条 陸運局に、附属機関として地方陸上交通審議会を置く。	
2 地方陸上交通審議会は、陸運局長の諮問に応じて陸運局の所掌事務に関する重要な事項を調査審議することをその目的とする。	
3 地方陸上交通審議会の組織、所掌事務、委員その他の職員については、運輸省令で定める。	
第五十七条中「船員法」の下に「船員職業安	

(施行期日) この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。	
(水先法の一部改正)	
第一条 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。	
2 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。	
第一「十四条の三(見出しを含む)」中「海技審議会」を「海上安全船員教育審議会」に改める。	
(造船法の一部改正)	
3 造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。	
第一「十四条の三(見出しを含む)」中「海技審議会」を「造船技術審議会」に改める。	
(船員労働委員会への諮問等)	
第三十九条 この法律の施行に関するすべての重要事項については、運輸大臣は船員中央労働委員会の、海運局長は船員地方労働委員会の意見をきかなければならない。	
2 船員労働委員会は、この法律の施行に関する重要な事項に關し、必要に応じ関係行政庁に建議することができる。	
3 前二項の規定による所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、船員中央労働委員会は運輸大臣に、船員地方労働委員会は海運局長に、資料の提供を求めることができる。	
(船舶職員法の一部改正)	
4 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なうため、船員中央労働委員会の会長は三月に一回以上、船員地方労働委員会の会長は一月に一回以上、会議を招集しなければならない。	
5 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なわせるため、船員中央労働委員会に、政令で定めるところにより、部会及び専門委員会を置くことができる。	
(道路運送法の一部改正)	
第三条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。	
第一条第八章 自動車運送協議会(第百三十二条)第百十九条「」を「第八章 削除」に改める。	
第八章を次のように改める。	
○藤田委員長 まず、趣旨の説明を求めます。原田運輸大臣。	
附則 第八章 削除 第百三十二条から第百十九条まで 削除	
○原田国務大臣 ただいま議題となりました運輸省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。	
最近におけるわが国経済の発展は著しくその動脈ともいべき運輸の経済、社会における役割りはますます重要性を高めております。これに伴い、運輸省いたしましても、経済、社会の発展に先行して、運輸の進むべき道を明らかにする必要があります。その前提として運輸省の政策立案機能の一そらの強化をはからなければなりません。	
このため、運輸省におきましては、行政改革三カ年計画の一環として、可能な限り運輸省の行政事務の整理と機構の整理統廃合を行なった上、本省及び地方支分部局の企画部門の充実強化と審議会の再編成を行なうこといたしました。	
改正の第一点は、本省の企画部門の充実を行なうため、官房に政策立案及び調整を行なう計画官八名を置くこととし、このうち一名を法律職である海運局船舶整備公団監理官をもつて充てるものでございます。なお、他の七名は課長クラスの政令職をもつて振りかえることいたしております。	
改正の第二点は、本省の付属機関として運輸政策審議会と運輸技術審議会とを設置することとともに、その他の審議会の整理統合を行なうことあります。	
運輸政策審議会は、海運、陸運、航空の各輸送分野にまたがる総合的輸送体系を樹立すること等運輸省の所管行政に関する基本的な政策及び計画の策定について調査審議することを目的とし、また、運輸技術審議会は、運輸省の所管行政に関する技術の開発、改良及び普及について調査審議することを目的としております。	
運輸政策審議会と運輸技術審議会を統合する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	
それぞれ中央、地方の船員職業安定審議会を、安全審議会と海技審議会とを統合するほか、都市交通審議会とその存続する期限を付する等各種審議会の整理統廃合を行なうこととしております。	
その結果、現在三十あります審議会が、昭和四十	

七年度には十七に減少し、委員数も大幅に減少する予定であります。

改正の第三点は、現在地方における道路運送に関する重要な事項を調査審議する機関として陸運局に置かれております自動車運送協議会を発展的に解消し、鉄道をも含めた地方における陸上交通に関する諸問題を調査審議する機関として地方陸上交通審議会を設置することでございます。

改正の第四点は、行政の近代化、能率化の要請にこたえるため、職員等に対する研修を統一的かつ効果的に実施する機関として、本省に運輸研修所を設置することといたしております。

このほか、さきに述べました審議会の整理統合に連いたしまして、船員職業安定法及び道路運送法の一部を改正することといたしました。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何ぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○藤田委員長 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

第一項中「五部及び一室」を「六部」に、「用地部及び營繕部を置かない」を「用地部及び營繕部を置かず、東北地方建設局、北陸地方建設局、中國地方建設局及び四国地方建設局には企画部に代えて企画室を置く」と、「營繕部」を「企画部」に改める。

附 則  
この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

#### 理 由

国土計画及び地方計画に関する調査等の事務の増大に対処し、行政の効率的な執行を図るため、関東地方建設局等に企画部を置くこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤田委員長 趣旨の説明を求めます。坪川建設大臣。

○坪川國務大臣 ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその趣旨を御説明いたします。近年、社会経済は目ざましい発展を続けるとともに、土地利用はますます高度化しつつあります。が、このような状況下において国土全体の有効利用をはかるため、長期的かつ計画的な国土開発の必要性がいよいよ高まってきております。

現在、地方建設局の企画室は、国土計画及び地方計画に関する調査、土木工事に関する技術及び管理の改善に関する事務等を所掌しておりますが、このような社会経済の進展によって、これらの事務の量は著しく増大し、その内容も複雑化するに至っております。

そこで、今回、八地方建設局のうち、業務量の多い関東地方建設局、中部地方建設局、近畿地方建設局及び九州地方建設局について、その企画室の組織を部制にして強化し、これに当たることとした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び要旨であります。何ぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

以上、提案の理由及び趣旨説明といたします。

#### 外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のよう改定する。

第六条第一項中「一人」の下に「及び儀典長一人」を加え、同条中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 儀典長は、命を受け、儀典その他外交上の儀礼に関する事務を総括整理する。

第二十二条第二項中「及び領事館分館並びに国際連合日本政府代表部、在ジネーヴ国際機関日本政府代表部及び經濟協力開発機構日本政府代表部」を「領事館分館及び政府代表部」に改める。

本政府代表部及び經濟協力開発機構日本政府代表部を「領事及び」に改める。

第二十五条第一項中「及び領事館」を「、領事館及び政府代表部」に、「及び領事とし、國際連合日本政府代表部、在ジネーヴ国際機関日本政府代表部と同じ」とおりとするに改め、同条第二項中「前項の法律に定めるものの外」を「別表に掲げるもののほか」に改め、同条第四項を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表  
一 大使館

地 域	名 称	国 名	地 名
アジア			
	在インド日本国大使館	印度	新デリー
	在インドネシア日本国大使館	印度尼西亚	雅加达
	在カンボディア日本国大使館	柬埔寨	金边
	在シンガポール日本国大使館	新加坡	新加坡
	在セイロン日本国大使館	斯里兰卡	科伦坡
	在タイ日本国大使館	泰国	曼谷
	在大韓民国日本国大使館	韩国	首尔
	在中華民国日本国大使館	中国	台北
	在ネバール日本国大使館	尼泊尔	加德满都
	在パキスタン日本国大使館	巴基斯坦	伊斯兰堡
	在ビルマ日本国大使館	缅甸	仰光
	在マレーシア日本国大使館	马来西亚	吉隆坡

#### 第二十四条第一項中「(国際連合日本政府代表部、在ジネーヴ国際機関日本政府代表部及び經濟協力開発機構日本政府代表部を除く。以下本条中同じ。)」を削り、「別に法律で定める」を「別表に定めるもの外」を「別表に掲げるもののほか」に改め、同条第四項を削る。

第二十五条第一項中「及び領事館」を「、領事館及び政府代表部」に、「及び領事とし、國際連合日本政府代表部、在ジネーヴ国際機関日本政府代表部と同じ」とおりとするに改め、同条第二項中「前項の法律に定めるものの外」を「別表に掲げるもののほか」に改め、同条第四項を削る。

第二十五条第一項中「及び領事館」を「、領事館及び政府代表部」に、「及び領事とし、國際連合日本政府代表部、在ジネーヴ国際機関日本政府代表部と同じ」とおりとするに改め、同条第二項中「前項の法律に定めるものの外」を「別表に掲げるもののほか」に改め、同条第四項を削る。

北米	中南米	アメリカ合衆国	ラオス	モルディブ
在モルディブ日本国大使館	在アルゼンティン日本国大使館	アルゼンティン	ワシントン	マーレ
在ラオス日本国大使館	在エニネズエラ日本国大使館	エニネズエラ	アメリカ合衆国	ライエンチアン
在カナダ日本国大使館	在ウルグアイ日本国大使館	ウルグアイ	オタワ	ワシントン
在エルサルバドル日本国大使館	在エクアドル日本国大使館	エクアドル	ラオス	モルディブ
在ガイアナ日本国大使館	在エルサルバドル日本国大使館	エルサルバドル	ラオス	モルディブ
在コロンビア日本国大使館	在コスタリカ日本国大使館	コスタリカ	ラオス	モルディブ
在ジャマイカ日本国大使館	在グアテマラ日本国大使館	グアテマラ	ラオス	モルディブ
在チリ日本国大使館	在コロンビア日本国大使館	コロンビア	ラオス	モルディブ
在ハイチ日本国大使館	在ドミニカ共和国日本国大使館	ドミニカ共和国	ラオス	モルディブ
在パナマ日本国大使館	在トリニダッド・トバゴ日本国大使館	トリニダッド・トバゴ	ラオス	モルディブ
在ペラジル日本国大使館	在ニカラグア日本国大使館	ニカラグア	ラオス	モルディブ
在ペルー日本国大使館	在ペルバドス日本国大使館	ペルバドス	ラオス	モルディブ
在ボリビア日本国大使館	在パラグワイ日本国大使館	パラグワイ	ラ・パス	モルディブ

在ホンデュラス日本国大使館	ホンデュラス	レイキアヴィーク
在アイスランド日本国大使館	アイスランド	ダブリン
在アイランダ日本国大使館	アイランダ	ローマ
在チカゴ日本国大使館	チカゴ	メキシコ
在オーストリア日本国大使館	オーストリア	イタリア
在オランダ日本国大使館	オランダ	オランダ
在ギリシャ日本国大使館	ギリシャ	ギリシャ
在サイピラス日本国大使館	サイピラス	オーストリヤ
在スイス日本国大使館	スイス	ヴァチカン
在スペイン日本国大使館	スペイン	ヴァチカン
在ソヴィエト連邦日本国大使館	ソヴィエト連邦	ウイーン
在チエコスロバキア日本国大使館	チエコスロバキア	ヘーゲ
在デンマーク日本国大使館	デンマーク	アテネ
在ドイツ日本国大使館	ドイツ	ニコシア
在ノールウェー日本国大使館	ノールウェー	ベルヌ
在ハンガリー日本国大使館	ハンガリー	マドリッド
在フィンランド日本国大使館	フィンランド	モスクワ
在フランス日本国大使館	フランス	ブダペスト
在ブルガリア日本国大使館	ブルガリア	ブダペスト
在ベルギー日本国大使館	ベルギー	ブダペスト
在ポーランド日本国大使館	ポーランド	ブダペスト
在ポルトガル日本国大使館	ポルトガル	ヘルシンキ
在マルタ日本国大使館	マルタ	ヘルシンキ
在ユゴースラヴィア日本国大使館	ユゴースラヴィア	ヘルシンキ

アフリカ		中近東		大洋州		在連合王国	
在アラブ連合共和国日本国大使館	在アルジェリア日本国大使館	在アーヴィング日本国大使館	在イスラエル日本国大使館	在オーストラリア日本国大使館	在ニュージーランド日本国大使館	オーストラリア ニュージーランド	ルーマニア 在ルクセンブルグ日本国大使館
在ガボン日本国大使館	在ウガンダ日本国大使館	在エティオピア日本国大使館	在トルコ日本国大使館	在サウディ・アラビア日本国大使館	在イエメン日本国大使館	アフガニスタン イエメン	カブール サン
在カメルーン日本国大使館	在ガーナ日本国大使館	在エチオピア日本国大使館	在南イエメン日本国大使館	在クウェイト日本国大使館	在イラク日本国大使館	イスラエル イラク	ルクセンブルグ 連合王国
在ガンビア日本国大使館			在レバノン日本国大使館	在ジヨルダン日本国大使館	在イラン日本国大使館	クウェイト ジヨルダン イラク	ロンドン キャンベラ
				在シリア日本国大使館	在クウェイト日本国大使館	クウェイト トルコ シリア	ルバート テヘラン アンマン
				在トルコ日本国大使館	在クウェイト日本国大使館	クウェイト ジッダ アンカラ	バグダッド テヘラン クウェイト
				在南イエメン日本国大使館	在クウェイト日本国大使館	クウェイト ジッダ アンカラ	カブール テヘラン クウェイト
				在レバノン日本国大使館	在クウェイト日本国大使館	クウェイト ジッダ アンカラ	カブール テヘラン クウェイト

二 総領事館					
地 域	名 称	国 名	位 置		
		地 名	置		
アジア	在カルカタ日本国総領事館 在ボンベイ日本国総領事館 在マドラス日本国総領事館 在ジャカルタ日本国総領事館 在バンコック日本国総領事館 在台北日本国総領事館 在高雄日本国総領事館 在カラチ日本国総領事館 在ダッカ日本国総領事館 在マニラ日本国総領事館 在香港日本国総領事館	インド インド インドネシア タイ 中華民国 パキスタン フィリピン 連合王国	カルカタ ボンベイ マドラス ジャカルタ バンコック 台北 高雄 カラチ ダッカ マニラ 香港	リビア リベリア ルワンダ レソト トリボリ モンロヴィア キガリ マセル	リビア リベリア ルワンダ マセル
北米	在サン・フランシスコ日本国総領事館 在シートル日本国総領事館 在シカゴ日本国総領事館 在ニューヨーク日本国総領事館 在香港日本国総領事館	アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国	サン・フランシスコ シートル シカゴ ニューヨーク ポートランド	トリボリ モンロヴィア キガリ マセル	リビア リベリア ルワンダ マセル

アフリカ	大洋州	中南米	歐州
在ソーラズベリー日本国総領事館 在ブレトリア日本国総領事館	在シドニー日本国総領事館 在パース日本国総領事館 在メルボルン日本国総領事館 在パリ日本国総領事館 在香港日本国総領事館	在サン・パウロ日本国総領事館 在ベレーン日本国総領事館 在ボルト・アレグレ日本国総領事館 在ミラノ日本国総領事館 在ジュネーヴ日本国総領事館 在ラス・パルマス日本国総領事館 在ナホトカ日本国総領事館 在ハバロフスク日本国総領事館 在デュッセルドルフ日本国総領事館 在ハンブルグ日本国総領事館 在ベルリン日本国総領事館 在ボン日本国総領事館 在パリ日本国総領事館 在香港日本国総領事館	在ホノルル日本国総領事館 在ロス・アンジェルス日本国総領事館 在ヴァンクーバー日本国総領事館 在ウニペッグ日本国総領事館 在モントリオール日本国総領事館 在サン・パウロ日本国総領事館 在ベレーン日本国総領事館 在ボルト・アレグレ日本国総領事館 在ミラノ日本国総領事館 在ジュネーヴ日本国総領事館 在ラス・パルマス日本国総領事館 在ナホトカ日本国総領事館 在ハバロフスク日本国総領事館 在デュッセルドルフ日本国総領事館 在ハンブルグ日本国総領事館 在ベルリン日本国総領事館 在ボン日本国総領事館 在パリ日本国総領事館 在香港日本国総領事館
連合王国	連合王国	連合王国	イタリア イスラエル スペイン ソヴィエト連邦 ドイツ ドイツ フランス ロンドン
南アフリカ共和国	南アフリカ共和国	南アフリカ共和国	ミラノ ジュネーヴ ラス・パルマス ナホトカ ハバロフスク デュッセルドルフ ハンブルグ ベルリン ボン パリ ロンドン

三 領事館

地 域	名 称	位 置
	国 名	地 名
アジア	在スラバヤ日本国領事館 在メダン日本国領事館	インドネシア マレーシア
北米	在コタ・キナバル日本国領事館 在エドモントン日本国領事館	コタ・キナバル エドモントン
中南米	在マナオス日本国領事館	マナオス
大洋州	在ブリスベン日本国領事館 在オーストラリア日本国領事館	ブリスベン オーストラリア ニューカラーンド
中近東	在イスラム日本国領事館	トルコ イスラム

四 政府代表部

地 域	名 称	位 置
	国 名	地 名
北米	国際連合日本政府代表部	アメリカ合衆国
歐州	在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部 経済協力開発機構日本政府代表部	スイス フランス パリ

附 則

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、別表を加える改正規定中「在イエン、在南イエメン、在コンゴー(プラザヴィル)、在チャード、在中央アフリカ共和国、在ボツワナ、在南アフリカ共和国、在モーリシャス」及び在レソトの各日本大使館、在バンコク、在台北、在ハバロビスク、在ボン及び在ペリの各日本國領事館並びに在アンカラ・ジ・ジ・ジ日本國領事館に關する部分は、政令で定める日から施行する。

2 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和

ス及び在レソトの各日本大使館、在バンコク、在台北、在ハバロビスク、在ボン及び在ペリの各日本國領事館に關する部分は、政令で定める日から施行する。

第六条 第六条第一項中「勤手当」に改める。

(在勤手当の種類)

第六条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、館長代理手当、兼勤手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

2 在勤基本手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充當するため

3 従前の在外公館及びその職員は、この法律に基づく相当の在外公館及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 住居手当は、在外職員(国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)第十条又は第十二条第一項の規定により公邸又は無料宿舎の貸与を受けるものを除く。)が在外公館において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

4 配偶者手当は、配偶者(在外職員を除く。)を伴う在外職員に支給する。

5 館長代理手当は、在外公館の長の事務の代理をする在外職員(以下「館長代理」という。)に支給する。

6 兼勤手当は、兼職を命ぜられて在勤地以外の地に駐在し、又は他の在外公館に勤務する在外職員に対し、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第一百一条第一項後段の規定にかかる

7 特殊語学手当は、特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に支給する。

8 第四条第一項中「(年額で定めるものにあつては、十二分した額)」を削り、同条第二項及び第三項中「在勤俸及び加俸」を「在勤手当」に改める。

第五条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。

第六条 第六条第一項中「在勤俸」を「在勤手当」に改め

て勤務するのに必要な衣食等の経費に充當するため支給する。

第七条第一項中「在勤俸」を「在勤手当」に改め

る。

第八条(見出しを含む。)及び第九条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。

第十条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条を第十条の二として、同条の前に次の一項を加える。

(在勤基本手当の支給額)

第十一条 在勤基本手当の月額は、別表第一の定めるところに従い、在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて定める。

2 在勤基本手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第十二条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。

(住居手当の支給額)

第十三条 在勤基本手当の月額は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の一箇月に要する家賃の額(在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)に相当する額とする。ただし、別表第一の定めるところに従い、在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて定める額(配偶者を伴う在外職員以外の者にあつては、その額の百分の八十に相当する額)を限度とする。

2 住居手当の号の適用その他住居手当の支給に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第十四条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改め、同条第一項及び第二項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

(住居手当の支給額)

第十五条(見出しを含む。)中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改め、同条第一項及び第二項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

2 外國において新たに在外職員となつた者は、その日から住居手当を支給する。

第十六条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改め、同条第一項及び第二項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。

第十七条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。

2 外國において新たに在外職員となつた者は、その日から住居手当を支給する。

3 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、

第一項の規定にかかわらず、百八十日以内においてその事故の存する間、従前の住居手当の支給額の百分の二十に相当する額を支給することができる。

4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、

第一項の規定にかかわらず、百八十日以内においてその事故の存する間、従前の住居手当の支給額の百分の二十に相当する額を支給することができる。

5 在外職員が死亡した場合は、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特

に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日まで住居手当を支給する。

第十八条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改め、同条中「兼勤加俸」を「兼勤手当」に現に

受けける在勤俸」を「兼勤地を本勤地とみなした場

合に受けるべき在勤基本手当」に改める。

第十九条(見出しを含む。)中「兼勤加俸」を「兼勤手当」に改め、同条中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に、「在勤俸」を「在勤基本手当」に、「在勤代理加俸」を「在勤代理手当」に、「兼勤加俸」を「兼勤手当」に、「当該加俸」を「これらの手当」に改める。

(外職員が死亡した場合における在勤基本手当の支給)

第十二条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改め、同条の次に次の二項を加える。

2 在勤基本手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第十三条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改め、同条中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に、「在勤俸」を「在勤基本手当」に、「在勤代理加俸」を「在勤代理手当」に、「兼勤加俸」を「兼勤手当」に、「当該加俸」を「これらの手当」に改める。

(外職員が死亡した場合における在勤基本手当の支給)

第十四条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改め、同条第一項及び第二項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

2 研修員手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第十五条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改め、同条第一項及び第二項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

2 研修員手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(研修員手当の支給額)

第十六条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改め、同条第一項及び第二項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

2 研修員手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第十七条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改め、同条第一項及び第二項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

2 研修員手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(研修員手当の支給期間)

第十八条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改め、同条第一項及び第二項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

2 研修員手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第十九条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改め、同条第一項及び第二項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

2 研修員手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(研修員手当の支給額)

第十六条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改め、同条第一項及び第二項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

2 研修員手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第十七条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改め、同条第一項及び第二項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

2 研修員手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

別表第一 在勤基本手当

## —大使館

(注) 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

地 域	所 在 国	号										別		
		大 使	公 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
ア フ ィ	イ ン ド ニ シ ア	1,400	1,073	981	790	648	549	482	432	399	366	333	299	266
ア フ ィ	バ イ エ ト ナ ム	1,300	1,001	883	766	648	549	482	432	399	366	333	299	266
カ ノ ボ デ ィ ア	シ ン ガ ポ ー ル	1,250	974	898	821	744	629	553	496	458	420	381	343	305
セ イ ロ ン	タ イ	1,250	971	882	794	706	597	525	470	434	398	362	326	289
大 韓 民 國	中 華 民 國	1,400	1,075	959	803	667	565	496	445	411	377	342	308	274
ネ パ ー ル	パ キ 斯 坦	1,400	1,073	981	790	648	549	482	432	399	366	333	299	266
ビ ル マ	フ ィ リ ピ ン	1,250	978	913	847	782	662	581	521	481	441	401	361	321
マ レ イ シ ア	モ ル デ ィ ヴ	1,250	971	882	794	706	597	525	470	434	398	362	326	289
ラ オ ス	北 米	1,250	980	920	861	801	678	596	534	493	452	411	370	329
中 南 米	ア メ リ カ 合 衆 国	1,600	1,216	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	カ ナ ダ	1,300	997	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
アルゼンティナ	ヴ ェ ネ ズ エ ラ	1,250	959	836	714	591	500	440	394	364	333	303	273	243
ウ ル グ ラ リ	エ ク ア ド ル	1,150	885	781	676	572	484	425	381	352	325	293	264	235
		1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261

	エル・サルバドル	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ガイアナ	1,150	895	819	743	687	565	496	445	411	377	342	308	274
	キューバ	1,200	933	851	769	687	581	511	458	422	387	352	317	282
	グアテマラ	1,150	893	811	730	648	549	482	452	399	366	333	299	266
	コスタ・リカ	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	コロンビア	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	ジャマイカ	1,150	899	834	770	706	597	525	470	434	398	362	326	289
チリ		1,200	928	830	733	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ドミニカ共和国	1,150	899	834	770	706	597	525	470	434	398	362	326	289
	トリニダッド・トバゴ	1,150	895	819	743	687	565	496	445	411	377	342	308	274
	ニカラグア	1,150	897	827	757	687	581	511	458	422	387	352	317	282
	ハイチ	1,150	901	842	784	725	613	539	483	446	409	372	334	297
	パナマ	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	パラグアイ	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ペルバジス	1,150	895	819	743	687	565	496	445	411	377	342	308	274
	ブラジル	1,300	995	860	726	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	ペルー	1,150	889	796	708	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ボリビア	1,150	901	842	784	725	613	539	483	446	409	372	334	297
	ボンデュラス	1,150	895	819	743	687	565	496	445	411	377	342	308	274
	メキシコ	1,250	961	844	727	610	516	454	407	376	344	313	282	250
歐州														
	アイスランド	1,150	889	796	708	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	アイルランド	1,150	889	796	708	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	イタリア	1,300	1,000	878	757	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ヴァチカン	1,150	1,000	878	757	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	オーストリア	1,200	925	820	715	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	オランダ	1,200	925	820	715	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ギリシャ	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243

サイプラス	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
スイス	1,300	1,001	883	766	648	549	482	432	399	366	333	299	266
スウェーデン	1,200	931	843	755	667	565	496	445	411	377	342	308	274
スペイン	1,200	928	812	702	591	500	440	394	364	333	303	273	243
ソヴィエト連邦	2,050	1,558	1,312	1,066	820	694	610	547	505	463	421	378	336
チュニスロヴァキア	1,700	1,297	1,106	916	725	613	539	483	446	409	372	334	297
デンマーク	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ドイツ	1,400	1,069	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ノルウェー	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ハンガリー	1,450	1,117	986	856	725	613	539	483	446	409	372	334	297
フィンランド	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
フランス	1,550	1,185	1,019	853	687	581	511	458	422	387	352	317	282
ブルガリア	1,450	1,118	994	869	744	629	553	496	458	420	381	343	305
ベルギー	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261
ポーランド	1,700	1,297	1,106	916	725	613	539	483	446	409	372	334	297
ボルトガル	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
マルタ	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
ユーロースラヴィア	1,200	925	820	715	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ルーマニア	1,450	1,118	994	869	744	629	553	496	458	420	381	343	305
ルクセンブルグ	1,200	928	830	733	636	538	473	424	391	359	326	293	261
連合王国	1,550	1,180	998	817	636	538	473	424	391	359	326	293	261
大洋州	オーストラリア ニューサウスウェールズ	1,300 1,150	997 887	868 788	739 690	610 591	516 500	454 440	407 394	376 364	344 333	313 303	282 273
中近東	アフガニスタン イエメン イスラエル イラク	1,250 1,150 1,250	982 916 976	928 903 788	874 890 834	820 742 763	694 652 645	610 585 567	547 540 509	505 540 469	463 495 430	421 450 391	378 405 352

アフリカ	アラブ連合共和国	1,250	961	844	727	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	アルジェリア	1,250	974	888	821	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	ウガンダ	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	エティオピア	1,300	1,010	922	833	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	ガーナ	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
	ガボン	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	上ギニア	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	カメルーン	1,300	1,028	990	953	915	775	681	610	563	516	469	422	376
	ガンビア	1,250	990	958	927	896	758	667	598	552	506	460	414	368
	ギニア	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	ケニア	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	283	261
	コソボー(キソボーサ)	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	466	414	368
	コソボー(ブルガリアル)	1,250	993	974	954	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	ザンビア	1,300	1,012	929	846	763	645	567	509	469	430	391	352	313
	シェラ・レオネ	1,300	1,020	960	899	839	710	624	559	516	473	430	387	344
	スーダン	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
	セネガル	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
東洋海岸共和国	ソマリア	1,300	1,028	990	953	915	775	681	610	563	516	469	422	376

地 域	所 在 地	号											別		
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
アジア	カルカタ ボンベイ マド拉斯	1,100 1,100 1,100	926 926 926	781 636 781	636 538 538	473 473 473	424 424 424	391 391 391	359 359 359	326 326 326	293 293 293	261 261 261	431 352 313	383 383 383	

二 総領事館

北米	ジャカルタ	1,050	883	766	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	バンコック	1,050	939	803	637	565	496	445	411	377	342	308	274
	釜山	1,100	931	790	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	台北	1,050	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	高雄	1,050	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	カラチ	1,100	859	754	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	ダッカ	1,100	898	821	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	マニラ	1,050	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	香港	1,250	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	サン・フランシスコ	1,200	1,032	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
中南米	シアトル	1,200	1,032	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	シカゴ	1,200	1,032	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	シカゴ	1,200	1,032	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	シカゴ	1,200	1,032	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	シカゴ	1,200	1,032	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	シカゴ	1,200	1,032	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	シカゴ	1,200	1,032	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	シカゴ	1,200	1,032	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	シカゴ	1,200	1,032	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	シカゴ	1,200	1,032	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
中南米	サン・パウロ	1,100	860	726	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	ペレーン	1,050	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	ボルト・アレグレ	1,050	853	712	572	484	425	381	352	323	293	264	235
	レジフェ	1,050	878	757	636	538	473	424	391	359	326	293	261

歐州	ミラノ	1,100	883	766	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	ジュネーヴ	1,100	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
ラス・パルマス	1,000	805	688	572	484	425	381	352	323	293	264	235	206
	ナホトカ	1,350	1,312	1,066	820	694	610	547	505	463	421	378	336
ハバロフスク	1,350	1,312	1,066	820	694	610	547	505	463	421	378	336	305
	デュッセルドルフ	1,100	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ハンブルグ	1,100	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282	250	228
	ベルリン	1,150	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ボン	1,100	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282	250	228
	ベリ	1,200	1,019	853	687	581	511	458	422	387	352	317	282
ロンドン	1,200	998	817	636	538	473	424	391	359	326	293	261	228
	シドニー	1,150	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
大洋州	ペース	1,100	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	メルボルン	1,100	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
アフリカ	ブレトリア	1,100	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ソルズベリー	1,000	811	730	648	549	482	432	399	366	333	299	266

### 三 領事館

地 域	所 在 地	号											
		領事館 の 長	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	スラバヤ メダン コタ・キナバル	1,000 1,000 1,000	868 878 875	739 757 781	610 636 687	516 538 581	454 473 511	407 424 458	376 391 422	344 359 387	313 326 352	282 293 317	250 261 282
北米	アンカレッジ エドモントン	1,100 1,000	1,066 868	905 739	744 610	629 516	553 454	496 407	458 376	420 344	381 313	343 282	305 250

中南米 リマ	マナオス 1,050 1,000	906 796	806 703	706 610	597 516	525 454	470 407	434 376	398 344	388 313	362 313	326 282	289 250
大洋州 オーランド	ブリスベン 1,050 1,050	868 788	739 690	610 500	516 440	454 394	407 364	376 333	344 303	313 273	282 243	250 243	
中近東 イスラム	イスタンブル 1,000	836	714	591	500	440	394	364	333	303	273	243	

## 四 政府代表部

地 城	所 在 地	号												別
		大 使	公 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	
北米 (国際連合)	ニューヨーク	1,600	1,221	1,043	865	687	581	511	458	422	387	352	317	282
歐州 (在ジユネーザ国際機関) パリ (経済協力開発機構)	ジユネーザ (在ジユネーザ国際機関)	1,300	1,003	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
		1,550	1,185	1,019	853	687	581	511	458	422	387	352	317	282

別表第二 住居手当

## 一 大使館

地 城	所 在 国	号						別							
		公 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号							
アジア	インド インドネシア ヴィエトナム カンボディア	470 365 675 440	385 300 560 365	320 250 460 250	265 205 165 200	210 135 185 160	170 105 105 130	135 105 105 130	シングガポール セイロン タイ 大韓民国 中華民国 ネパール バキスタン ビルマ	495 390 520 520 415 415 440 440 365 365 300 300 250 250 205 205 165 165 135 135 105 105	410 325 355 355 285 285 377 377 250 250 190 190 175 175 145 145 115 115	335 265 295 295 235 235 342 342 200 200 150 150 120 120 105 105	280 220 235 235 190 190 345 345 165 165 135 135 105 105	225 175 235 235 150 150 120 120 105 105 80 80 55 55 30 30	180 145 150 150 120 120 105 105 80 80 60 60 40 40 20 20

アメリカ合衆国 カナダ	520 495	430 410	355 335	295 280	235 225	190 180	150 145	150 145	120 115
アルゼンティン ベネズエラ	520 570	430 470	355 390	295 325	235 260	190 210	150 165	135 145	105 115
ウルグアイ エクアドル	440 415	365 345	300 285	250 285	200 190	160 150	130 120	130 130	150 145
エル・サルバドル ガイアナ	470 470	385 385	320 320	265 265	210 210	170 170	135 135	150 150	170 170
キューバ グアテマラ	440 415	365 345	300 285	250 235	200 190	160 150	130 120	130 120	130 120
コスタ・リカ コロンビア	415 520	345 330	285 295	235 235	190 190	150 150	120 120	130 130	85 85
ジャマイカ チリ	470 440	385 365	320 300	265 250	210 200	170 160	135 130	150 130	130 120
ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ	470 470	385 385	320 320	265 265	210 210	170 170	135 135	150 150	120 120
ニカラグア ハイチ	415 470	345 385	285 265	235 210	170 170	135 135	105 105	135 135	85 85
パナマ ペラグアイ	415 470	345 385	285 265	235 210	170 170	135 135	105 105	135 135	150 150
バルバドス ブルジル	520 520	430 430	355 355	295 295	235 235	190 190	150 150	120 120	145 145
ペルー	150								

ユーロースラヴィア	495	410	335	280	225	180	145	ガンビア	570	470	390	325	260	210	165	
ルーマニア	440	365	300	250	200	160	130	ギニア	625	515	425	355	280	225	180	
ルクセンブルグ	470	385	320	265	210	170	135	ケニア	495	410	335	280	225	180	145	
連合王国	520	430	355	295	235	190	150	コソボー(キシシヤバ)	520	430	355	295	235	190	150	
大洋州	オーストラリア ニューアジーランド	415 390	345 325	285 265	235 220	190 175	150 145	サンゴー(ブランザイル) ザンビア	520	430	355	295	235	190	150	
中近東	アフガニスタン	415	345	285	235	190	150	スードン	625	515	425	355	280	225	180	
	イエメン	440	365	300	250	200	160	セネガル	570	470	390	325	260	210	165	
	イスラエル	440	365	300	250	200	160	象牙海岸共和国	675	560	460	380	305	245	195	
	イラク	470	385	320	265	210	170	ソマリア	520	430	355	295	235	190	150	
	iran	570	470	390	325	280	210	ダホメ	520	430	355	295	235	190	150	
	クウェイト	625	515	425	355	280	225	タンザニア	520	430	355	295	235	190	150	
	サウディ・アラビア	625	515	425	355	280	225	チャード	520	430	355	295	235	190	150	
	ジョルジア	470	385	320	265	210	170	中央アフリカ共和国	520	430	355	295	235	190	150	
	シリア	365	300	250	205	165	135	チュニジア	520	430	355	295	235	190	150	
	トルコ	440	365	300	250	200	160	トゴ	520	430	355	295	235	190	150	
	南イエメン	440	365	300	250	200	160	ナイジェリア	520	430	355	295	235	190	150	
	レバノン	440	365	300	250	200	160	ニジェール	520	430	355	295	235	190	150	
アフリカ	アラブ連合共和国	415	345	285	235	190	150	ブルンディ	440	365	300	250	200	160	130	
	アルジェリア	545	450	370	310	245	200	160	ボツワナ	390	325	265	220	175	145	115
	ウガンダ	440	365	300	250	200	160	マダガスカル	495	410	335	280	225	180	145	
	エチオピア	520	430	355	295	235	190	マラウイ	520	430	355	295	235	190	150	
	ガーナ	520	430	355	295	235	190	南アフリカ共和国	625	515	425	355	280	225	180	
	ガボン	520	430	355	295	235	190	モーリシャス	390	325	265	220	175	145	115	
	上マヨルタ	625	515	425	355	280	225	モーリタニア	570	470	390	325	260	210	165	
	カメルーン	520	430	355	285	235	190	モロッコ	415	345	285	235	190	150	120	

二 総領事館						
地 域	所 在 地	号 别				
		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
ア フ リ カ	カルカタ	385	320	265	210	170
リ ベ リ ア	ボンベイ	385	320	265	210	170
ル ワ サ ダ	マドラス	385	320	265	210	170
レ ソ ト	ジャカルタ	300	250	205	170	135
	バンコク	430	355	295	235	190
	釜 山	345	285	235	190	150
	台 北	300	250	205	165	135
	高 雄	300	250	205	165	135
	カ ラ チ	430	355	295	235	190
	ダ ッ カ	385	320	265	210	170
	マ ニ ド	430	355	295	235	190
	香 港	430	355	295	235	190
北 米	サン・フランシスコ	385	320	265	210	170
	シ ア ト ル	385	320	265	210	170
	シ カ ゴ	385	320	265	210	170
	ニ ュ ー・オ リ ンズ	385	320	250	200	160
	ニ ュ ー・ヨ ー ク	560	460	380	305	245
	ヒ ュ ー ス ト ン	385	300	250	200	160
	ポ ー ラ ン ド	365	300	250	200	160

二 総領事館						
地 域	所 在 地	号 别				
		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
中 南 米	サン・パウロ	385	320	265	210	170
	ベ レ ン	365	300	250	200	160
	ボルト・アレグレ	365	300	250	200	160
	レ シ フ ズ	300	250	205	165	135
歐 州	ミ ラノ	430	355	295	235	190
	ジ ネ ネ ヴ ザ	430	355	295	235	190
	ラ ス・パ ル マス	345	285	235	190	150
	ナ ホ ト カ	335	195	165	130	105
	ハ バ ロ フ ス タ	235	195	165	130	105
	デ ュ ヶ セ ル ド ル フ	365	300	250	200	160
	ハ ン ブ ル グ	365	300	250	200	160
	ベ ル リ ン	365	300	250	200	160
	ボ ン	365	300	250	200	160
	パ リ	560	460	380	305	245
	ロ ン ド ン	430	355	295	235	190
大 洋 州	シ ド ニ ー	345	285	235	190	150
	パ ー ズ	325	265	220	175	145
	メ ル ボ ル ゼ	345	285	235	190	150
ア フ リ カ	ブ レ テ リ ア	325	265	220	175	145

ソールズベリー	300	250	205	165	135	105
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

## 三 領事館

地 域	所 在 地	号 别					
		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号
アジア	スラバヤ メダン コタ・キナバル	300 300 365	250 250 250	205 165 205	165 135 165	135 105 160	105 105 130
北米	アンカレッジ エドモントン	560 365	460 300	380 250	305 200	245 160	195 130
中南米	マナオス リマ	365 430	300 355	250 295	200 235	160 190	130 150
大洋州	ブリスベン オーストラリア	325 325	265 265	220 220	175 175	145 145	115 115
中近東	イスラエル	365	300	250	200	160	130

## 四 政府代表部

地 域	所 在 地	号 别					
		公 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
北米	ニューヨーク (国際連合)	675	560	460	380	305	245
欧洲	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関) パリ (経済協力開発機構)	520	430	355	295	235	190
		675	560	460	380	305	245

(注) 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

## 別表第三 研修員手当

号	別	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
手 当	額	500	480	460	440	420	400	380	360	340

## 五 著 重

1 ハ)の法律が、昭和四十四年七月一日からの施行  
トト。

2 総理府設置法(昭和四十四年法律第二百一十七  
号)の一部を次のとおり改正する。

第十一条の二第1項中「第四条、第十条」を  
「第四条、第十条の二」に改め、「在勤俸及び  
加俸」とあり、又は「在勤俸」であるが「在勤手  
當」へと記し、「第十条第一項」を「第十条の二」  
中「在勤基本手当」へと改めるが「在勤手當」と、同  
条第一項に改める。

3 科学技術庁設置法(昭和三十二年法律第四十  
九号)の一部を次のとおり改正する。

第十一条の二第1項中「第四条、第十条」を  
「第四条、第十条の二」に改め、「在勤俸及び  
加俸」とあり、又は「在勤俸」であるが「在勤手  
當」へと記し、「第十条第一項」を「第十条の二」  
中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手當」と、  
同条第一項に改める。

4 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員とな  
る日本国政府代表の設置に関する暫定措置法  
(昭和四十二年法律第二十六号)の一部を次のよ  
うに改出す。

第六条第四項中「第十条」を「第十条の二」に改  
める。

理由 在外公館に勤務する外務公務員の給与制度をわ  
かに合理化するため、その支給額を改定する  
必要がある。ハ)の法律案を提出する理由  
である。

○藤田義風等 あず、趣意の説明を求める。愛  
知外務大臣  
○愛知国務大臣 あず、外務省設置法の一部を改  
正する法律案の提案理由を御説明いたしかず。  
この法律案におけることは、まず、儀典長一人を  
新設する」といたしておられます。近年外國要人  
の國賓、公賓等としての接遇及び在京大公使の接  
受等の事務がますます増加しておりますが、これ  
らの事務は、相手国に対する外交上の儀礼に因す  
る外務省独特的の事務であり、諸外国におきましても  
それぞれ外務省に格式、資格のきわめて高い  
儀典長を置いております。しかるに、これまで外  
務省には政令職たる儀典官三人が置かれているに  
すぎませんでしたので、今般、外務大臣に直屬す  
る高位の職として儀典長を外務省に置くことと  
し、増加する外交上の儀礼に因する事務を統括整  
理せしめんとするものであります。

次に、在外公館の名称と位置を別表で定め、現  
行の在外公館の名称及び位置を定める法律を廃止  
することとしております。これは、内閣の重要な施  
策たる行政改革計画に盛り込まれて、法律の統  
廃合を推進せんとするものであります。また、こ  
れにより在外公館を種類別、地域別に五十音順に  
配列し、体系的に整理したものであります。南  
イエメン及びモーリシャスは、それぞれ最近独立  
した国であり、これらと外交関係を設けるための  
ものであります。また、近年わが国とアメリカの  
アラスカ州との間の経済関係が著しく増進したこ  
とに伴い同地に領事館を設けわが国の利益を保護  
せんとするためのものであつた。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

続きまして、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案におきましては在外公館に勤務する外務公務員の給与制度を合理化するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の給与額を改めることといたしております。

まず、従来の在勤俸及び加俸の性格を明確にするため、これらを一括して在勤手当に改めることといたしました。

従来の在勤俸に相当するものとしては、今回の改正案において、在勤基本手当と住居手当の二種の手当を設けました。

一般的に申して、世界各国における物価は、毎年、相當に上昇しており、わけても、住宅費は他の物価に比し急激に騰貴する傾向にあります。したがつて、従来の在勤俸を衣食等の経費に充当するための在勤基本手当と住宅費に充當するための住居手当に分けることにより、一そく現状に即した給与額が支給されるよう、制度を合理化したものです。

また、従来の加俸については、配偶者加俸を配偶者手当に、館長代理加俸を館長代理手当に、兼勤加俸を兼勤手当にそれぞれ改めることといたしました。

さらに、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十五条の規定により外国において研修を命ぜられた者に対しては、勉学を中心とするその生活の特殊性にかんがみ、一般在外職員に対して支給される諸手当にかわり、研修員手当を支給することとし、この面においても制度の合理化をはかることといたしました。

次に、昭和四十一年の在勤俸の支給額の改定以来、世界各地の物価の上昇により、在外公館に勤務する外務公務員の生活条件に大きな変動が見られ、また各任地間の給与額にも若干の不均衡が生じてしまりました。他方、最近の国際情勢にかん

がみ、わが国の外交機能の拡充、強化は急務となつております。在外職員をしてその職責遂行を遺憾ながらしめるためにも、在外職員の給与の支給額を全体として改善することがぜひとも必要となつてまいりました次第であります。

以上のとおり外交活動強化の一環として、在外公館に勤務する外務公務員の給与制度を合理化し、また給与額を改善するための法的措置としたしまして、この法律案を提出する次第であります。

以上、二件につきまして、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願ひいたします。

○藤田委員長 次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のようになります。

第十九条中「織維製品検査所」を「通商産業研修所」に改める。

第二十二条の次に次の二条を加える。  
(通商産業研修所)

第二十二条の二 通商産業研修所は、通商産業省の所管行政に係る事務を担当する職員等に対して、その職務を行なうため必要な研修（他の所掌に属するものを除く。）を行なう機関とする。

2 通商産業研修所は、東京都に置く。  
3 通商産業研修所の内部組織は、通商産業省令で定める。

附 則  
この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

理由  
通商産業省の所管行政に係る事務を担当する職員等に対して、その職務を行なうため必要な研修を行なう機関として、通商産業研修所を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

以上のとおり外交活動強化の一環として、在外公館に勤務する外務公務員の給与制度を合理化し、また給与額を改善するための法的措置としたしまして、この法律案を提出する次第であります。

以上、二件につきまして、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願ひいたします。

○藤田委員長 まず、趣旨の説明を求めます。大平通商産業大臣。

ただいま提案になりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

このたびの改正は、通商産業本省の付属機関として通商産業研修所を設置するため、所要の改正をしようとするものであります。御承知のとおり、通商産業省の行政対象は、変動の激しい経済の分野であり、最近の資本自由化、大型合併、物価等の動向を見ましても事態の進展は急であります。この情勢の中におきまして、内外の高度化する行政需要に対処し通商産業省職員が高度の識見を養うためには研修の充実がぜひとも必要であります。

○藤田委員長 次に、厚生省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案（厚生省設置法の一部改正）

第一条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のようになります。

第十三条第六号中「母子」の下に「及び寡婦」を加える。

第二十九条第一項の表中 「人口問題審議会」  
「人口問題審議会」の人口問題に関する重要な事項について、関係各大臣に對し意見を述べること。

「人口問題審議会」人口問題に関する重要な事項について、関係各大臣に對し意見を述べること。

「児童手当審議会」厚生大臣の諮問に応じて、児童手当に関する重要な事項を調査審議すること。

改める。

第二十九条第一項の表中の「医師試験審査委員会」を削り、「事務をつかさどる」を「重要な事項を調査審議する」に改める。

「医師試験審査委員会」の厚生大臣の諮問に応じて、医師国家試験、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一條第二号に規定する臨床研修及び同法第十六條の二第一項に規定する臨床研修に関する重要な事項を調査審議し、並びに医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

「医師研修審議会」  
厚生大臣の諮問に応じて、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する重要な事項を調査審議すること。

医療関係者審議会 厚生大臣の諮問に応じて、医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士及び作業療法士の試験並びに医師法第十一條第二号及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十二条に規定する実地修練に関する重要な事項を調査審議するほか、文部大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士又は作業療法士の学校又は養成所若しくは養成施設の指定に関する重要な事項を調査審議すること。

改める。

第二十九条第一項の表歯科医師試験審議会、保健婦助産婦看護婦審議会及び理学療法士作業法士審議会の項を削る。

第二十九条第一項の表薬剤師試験審議会の項を削る。

第二十九条第一項の表精神薄弱者福祉審議会の項を削り、同表中央児童福祉審議会の項中「及び妊娠婦その他母性並びに母子家庭」を削る。

第二十九条第一項の表精神薄弱者福祉審議会の項を削り、同表中央児童福祉審議会の項中「及び妊娠婦その他母性並びに母子家庭」を削る。

第二十九条第一項の表精神薄弱者福祉審議会の項を削り、同表中央児童福祉審議会の項中「妊娠婦その他母性、母子家庭及び精神薄弱者」に改める。

第三十六条の七第三号に次のただし書きを加える。  
ただし、年金保險部の主管に属するものを除く。

第三十六条の八に次の一号を加える。  
第三十六条の八に次の一号を加える。

三 船員保険の保険給付のうち老齢、殘疾、

駆退及び死亡に関するもの(葬祭料を除く。)を受ける権利の裁定に関すること。

附則に次の一项を加える。

4 第二十九条第一項の表に掲げる附屬機関のうち、児童手当審議会は、昭和四十六年三月三十一日まで置かれるものとする。  
(栄養士法の一部改正)

第二十条 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の二 栄養士試験及び管理栄養士試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に栄養士管理栄養士試験委員を置く。

第七条中「外」を「ほか」に、「並びに管理栄養士の登録、養成施設及び試験」を、管理栄養士

(歯科医師法の一部改正)

第五条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

「第五章 審議会」を「第五章 歯科医師試験

委員」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせ

るため、厚生省に歯科医師試験委員を置く。

令で定める。

第二十八条中「審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「掌る」を「つかさどる」と、「当つて」を「当たつて」に改める。

第二十九条第一項中「を調査審議し」を削り、「事務をつかさどらせる」を「重要事項を調査審議させる」に改める。

第三十条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

(医師法の一部改正)

第四条 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

(医師試験委員)に改める。

第五条 審議会」を「第五章 審議会及び医師試験委員」に改める。

第六条 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

(歯科衛生士法の一部改正)

第七条 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

(歯科衛生士法の一部改正)

第八条 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

(歯科衛生士法の一部改正)

第九条 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

(歯科衛生士法の一部改正)

第十一条 第三項中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「外」を「ほか」に、「掌らせる」を「つかさどらせる」に改める。

(歯科医師試験審議会の委員)に改める。

第十二条 第三項中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

(歯科医師試験委員)に改める。

第十三条 第三項中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

(歯科医師試験委員)に改める。

第十四条 第三項中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

(歯科医師試験委員)に改める。

第十五条 第一項中「第三項」を「第三項」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)

第十六条 第一項中「第三項」を「第三項」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)

第十七条 医師國家試験及び医師國家試験予備試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生省に医師試験委員を置く。

改める。

第二十条 医師國家試験及び医師國家試験予備試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生省に医師試験委員を置く。

改める。

議会」に、「以て」を「もつて」に改める。

第二十三条 保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験の実施に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に保健婦助産婦看護婦試験委員を置く。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせ

な事項は、政令で定める。

第十九条中「審議会の委員」を「理学療法士作業療法士試験委員」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十二条 削除

(薬剤師法の一部改正)

第十一条 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

(薬剤師試験委員)

第十三条 試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に薬剤師試験委員を置く。

2 薬剤師試験委員に関する必要な事項は、政令で定める。

第十四条中「審議会の委員」を「薬剤師試験委員」に改める。

(薬事法の一部改正)

第十一条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「薬剤師国家試験に関する事項を除く。」を削る。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第十二条 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 精神薄弱者福祉審議会(第四条第一第八条)」を「第二章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第四条から第八条まで 削除

第十六条第四項及び第二十一条中「審議会」を

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「及び妊産婦」を「妊産婦及び精神薄弱者」に改め、同条第七項中「児童」の下に「及び精神薄弱者」を加え、「玩具」を「がん具」に改める。

第九条第一項中「四十五人」を「五十五人」に改

め、同条第二項中「児童の保護、保健その他」を「児童又は精神薄弱者の」に、「夫々」を「それぞれ」に改める。

#### 附 则

この法律は、公布の日から施行する。ただし、

第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表薬剤師試験審議会の項を削る改正規定並びに第十条及び第十一條の規定は昭和四十四年九月一日から、

第一条规定は昭和四十五年三月一日から施行する。

審議会の項を改める改正規定、同表中医師試験研修審議会の項を改める改正規定並びに同表歯科医師試験

審議会、保健婦助産婦看護婦審議会及び理学療法士作業療法士審議会の項を削る改正規定並びに同

法第三十六条の七第三号にたゞし書を加える改正規定及び同法第三十六条の八に一号を加える改正規定並びに第二条から第九条までの規定は昭和四

十四年十一月一日から施行する。

まいりましたが、同類議会の昨年十二月の報告にも述べられておりますとおり、今後さらに正式な機関で調査審議していく必要がありますので、児童手当審議会を設置することとしたのであります。

なお、この審議会の設置期限は、昭和四十六年三月末までの二年間といたしております。

改正の第二点は、既存の審議会の整理統合を行なうことあります。

審議会の整理統合につきましては、従来から行政の能率化、簡素化という観点から検討してきたところであります。今は、まず、医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦、理学療法士及び作業療法士の試験の実施に関する事務を別に設けられた事項を取り扱っている関係の審議会の整理を行なうこととしたのであります。なお、薬剤師、栄養士等についても、それぞれ試験委員制度を設け、ほぼ同様の整理を行なうこととして、現にこれららの事項を取り扱っている関係の審議会の整理を行なうこととしたのであります。

また、精神薄弱者の福祉に関する行政の一元化をはかるため、精神薄弱者福祉審議会を中央児童福祉審議会に統合し、従来精神薄弱者福祉審議会において調査審議していた事項を中央児童福祉審議会において調査審議することといたしておりま

す。

改正の第三点は、所掌事務に関する改正でありますが、児童家庭局の所掌事務として、福祉における寡婦の福祉をはかることがあります。また、社会保険庁の医療保険部で所掌していた船員保険に関する事務のうち、年金給付の裁定事務を年金保険部で所掌することとしたことがあります。

なお、施行期日は、公布の日からとしておりま

す。九月一日または十一月一日といたしております。

○藤田委員長 次に、宮内庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。

第一条の二中「臨時皇居造営部」を削る。

第一条の八中「臨時皇居造営部の所掌に属するものを除く。」を削る。

第一条の九を削る。

第一条の八中「臨時皇居造営部」を削る。

宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を

改正する。

第一項及び第二項中「下総御料牧場」を

「御料牧場」に改め、同条第三項を次のように改め

る。

3 御料牧場は、栃木県に置く。

第十条中「下総御料牧場」を「御料牧場」に改め

る。

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行す

る。ただし、第八条及び第十条の改正規定は、同

日から起算して九月をこえない範囲内において政

令で定める日から施行する。

○藤田委員長 ます、趣旨の説明を求めます。斎藤厚生大臣

ただいま議題となりました厚生省設置法等の一部を改正する法律案について、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

改正の第一点は、厚生省の付属機関として、新

たに児童手当審議会を設置することあります。

児童手当制度につきましては、従来から児童手

當審議会において学識経験者により検討を進めて

おります。

審議会の委員の任期、試験の実施時期等を考慮し

て、九月一日または十一月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○藤田委員長 ます趣旨の説明を求めます。床次

総理府総務長官。

○床次国務大臣 ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

改正の第一点は、臨時皇居造営部を廃止することであります。

皇居造営につきましては、これに関する閣議決定に基づき、両陛下のお住まいの造営、新宮殿の造営及び皇居東側地区の整備を目的として、昭和三十五年から着手いたしましたが、両陛下のお住まいは昭和三十六年十一月に完成し、新宮殿は昭和四十三年十一月に落成、また皇居東側地区も一応の整備を終わり、昭和四十三年十月から「皇居東御苑」として一般に公開されるに至つております。したがいまして、皇居造営事業はここに完了し、その目的を達しましたので、この際、臨時皇居造営部を廃止しようとするとするものであります。

改正の第二点は、下総御料牧場の名称及び位置を改めることであります。

現在、下総御料牧場は千葉県成田市三里塚地区に所在いたしますが、昭和四十一年七月の閣議決定により新東京国際空港が同地区に建設されることになつたため、同牧場は栃木県に移転することとなりました。これに伴いまして下総御料牧場の名称を「御料牧場」に、位置を「栃木県」に改めようとするものであります。

なお、新牧場の建設業務は、新東京国際空港公団によって進められており、本年秋ごろには移転の予定であります。が、現時点において移転の期日を確定いたしかねますので、牧場に関する改正規定の施行日は、別途政令で定められるようお願いいたしたいと存ずる次第であります。

以上が、この法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願ひいたします。

○藤田委員長 次回は、来たる二十日前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本

日は、これにて散会いたします。  
午前十一時十七分散会